

平成19年度県民活動促進事業について

1 事業の目的

「住み良さ日本一」の県づくりを進めるため、県民活動団体と協働し、県民活動団体の特性を活かしながら、県民活動促進条例に基づく「県民活動促進期間」の取組みを推進することにより、自主的・主体的な県民活動の普及・発展を図る。

山口県県民活動促進条例（平成14年山口県条例第4号）から抜粋
（県民活動促進期間）

第十三条 県は、毎年、期間を定めて、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進するものとする。

2 県民活動促進期間

平成19年10月1日（月）から同年11月11日（日）まで

3 事業の概要

(1) 県民活動促進キャンペーンの展開

ア 県民活動促進キャンペーンの展開方向

県民活動の拡がりと発展に向けた環境づくりを行うため、広く県民が参加できる「県民活動促進キャンペーン」を実施する。

(ア) 県民活動促進のための普及啓発

県民にきめ細かな情報発信を行うなど各種広報媒体を通じた積極的な普及啓発活動を実施し、県民活動に対する理解を深めると同時に、県民の県民活動への参加意欲を高める。

(イ) 県民活動フォーラムの開催

「県民活動ボランティアフェスティバル 2007」において、県民活動フォーラムを開催し、県民活動の先進事例紹介や自由な意見交換を通して、県民の活動参加意欲の高揚とネットワークの強化を図る。

「県民活動ボランティアフェスティバル 2007」
平成19年11月11日（日） 海峡メッセ下関で開催

イ 県民活動促進キャンペーンの実施手法

公募による「協働型委託」

県は、県民活動促進キャンペーンを企画・運営する県民活動団体を公募し、選考を経て、委託する。

委託後は、受託県民活動団体を中心に、市町・関係支援機関等とも協議を重ねながら、協働により県民参加の県民活動促進キャンペーンを展開する。

受託団体：特定非営利活動法人市民活動さぼーとねっと

(2) 「第8回やまぐち県民活動パワーアップ賞」の表彰

コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動など県民活動のうち、特に優れた活動を行う団体または個人を表彰し、広く紹介することにより、県民活動のレベルアップと県民の活動参加意欲の醸成を図る。

表彰式：平成19年10月予定

受賞団体の活動事例等は「県民活動フォーラム」において発表を行う予定